（指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令の一部改正）

第五十条　指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令（昭和四十三年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（都市再開発法施行規則の一部改正）

第五十一条　都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一の二中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正）

第五十二条　自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第四項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第一号様式から第六号様式まで、専用第一号様式から専用第三号様式まで、第七号様式及び第八号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に改める。

第九号様式及び第十号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

軽第一号様式から軽第五号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に改める。

軽第六号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

軽専用第一号様式及び軽専用第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に改める。

第十一号様式から第十八号様式まで、第二十号様式から第二十五号様式まで、軽第七号様式、軽第八号様式及び軽第十号様式から軽第十四号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）

第五十三条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三の二の十第一号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に改め、同条第二号から第五号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第十四条第一項第六号ロ、第二十一条第一項第十号並びに第二十九条第二号及び第三号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第一号様式、第一号の四の二様式、第一号の四の六様式、第一号の五の二様式から第一号の七様式まで、第一号の九の二様式、第一号の九の四様式、第一号の九の六様式、第一号の九の八様式、第一号の十様式、第一号の十三様式、第一号の十五様式、第一号の十七様式から第四号様式まで及び第五号様式から第六号の三様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（旅行業法施行規則の一部改正）

第五十四条　旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第九号様式まで及び第十七号様式から第二十号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令の一部改正）

第五十五条　船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令（昭和四十七年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一号ロ中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（海上交通安全法施行規則の一部改正）

第五十六条　海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第五十七条　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行規則（昭和四十九年運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部改正）

第五十八条　船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（船員に関する勤労者財産形成促進法施行規則の一部改正）

第五十九条　船員に関する勤労者財産形成促進法施行規則（昭和五十年運輸省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（船舶油濁損害賠償保障法施行規則の一部改正）

第六十条　船舶油濁損害賠償保障法施行規則（昭和五十一年運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式、第四号様式から第七号様式まで及び第九号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（海上衝突予防法施行規則の一部改正）

第六十一条　海上衝突予防法施行規則（昭和五十二年運輸省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「日本工業規格Ｚ八七〇一」を「日本産業規格Ｚ八七八一―三」に改める。

（港湾運送事業報告規則の一部改正）

第六十二条　港湾運送事業報告規則（昭和五十三年運輸省令第十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第十四号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行規則の一部改正）

第六十三条　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行規則（昭和五十三年運輸省・建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（船舶のトン数の測度に関する法律施行規則の一部改正）

第六十四条　船舶のトン数の測度に関する法律施行規則（昭和五十六年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式まで、第七号様式及び第八号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正）

第六十五条　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式、第一号の二の二様式、第一号の二の四様式、第一号の三様式、第一号の三の三様式から第一号の三の五様式まで、第一号の四様式から第一号の五の三様式まで、第一号の五の五様式から第四号様式まで、第七号様式、第八号様式、第十号様式、第十三号様式から第十五号様式まで、第十七号様式、第十九号様式及び第二十号様式の様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。